

## 議案第2号

新居浜市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

新居浜市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年2月25日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新居浜市議会政務活動費の交付に関する条例

本則（第3条第3項及び第5項並びに第5条を除く。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条中「及び第15項」を「から第16項まで」に、「調査研究」を「調査研究その他の活動」に改める。

第2条中「会派（この条例においては、会派を結成することができない議員については、議員個人を会派とみなす。」を「会派（」に改め、同条に次の1項を加える。

2 会派を結成することができない議員については、議員個人を会派とみなす。

第3条第1項中「額を半期ごとに」を「額を」に改め、同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「同日」を「基準日」に改め、同項を同条第3項とし、

同条第1項の次に次の1項を加える。

2 政務活動費は、会派からの申請等に基づき、その年度に属する月数分を交付する。  
ただし、年度の途中において議員の任期が満了するときは、任期満了日の属する月の前月までの月数分を交付する。

第3条第4項中「半期の途中」を「年度の途中」に、「対しては、その結成された日の属する月の翌月（その日が基準日に当たるときは、当月）に」を「対しては」に、「から当該半期の最終月分までの」を「から」に改め、同項ただし書中「選挙後」を「選挙後最初の会議まで」に、「その結成された日の属する月に、」を「その」に改め、同条第5項を削る。

第4条中「半期」を「年度」に改める。

第5条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に掲げる政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第7条第1項中「経理責任者は、」を「経理責任者は、領収書又はこれに準ずる書類を添付して」に改め、同条第2項中「前項の収支報告書」を「収支報告書」に改め、同条第3項中「第1項の収支報告書」を「収支報告書」に改める。

第8条中「市政の調査研究に資するため必要な経費として」を「第5条に規定する経費の範囲に基づいて」に、「期限を定めて当該残余の」を「当該残余に相当する」に改める。

第9条中「10年」を「5年」に改める。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（透明性の確保）

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に

努めるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

項目	内容	主な例
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費	資料印刷費、調査委託費、文書通信費、旅費等
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費	講師謝金、会場費、旅費、文書通信費、参加費等
広報費	会派が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費	広報紙・報告書等印刷費、会場費、文書通信費等
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	資料印刷費、会場費、文書通信費等
要請・陳情活動費	会派が要請及び陳情活動を行うために必要な経費	資料印刷費、文書通信費、旅費等
会議費	会派が行う各種会議及び団体等が開催する各種会議への会派又は会派の所属議員としての参加に要する経費	会場費、資料印刷費、旅費、文書通信費、参加費等
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷製本代、翻訳料、事務機器・事務用消耗品購入、リース代等
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（平成25年3月1日）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の新居浜市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の

日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

#### 提案理由

地方自治法の一部が改正され、政務調査費の名称が政務活動費に改められたことによる所要の条文整備等を行うため、及び当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲等を定めるため、本案を提出する。